

2020年5月8日

スターアジア不動産投資法人与さくら総合リート投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に規定する書類の記載事項の変更(3)

東京都港区愛宕二丁目5番1号
さくら総合リート投資法人
執行役員 杉原 亨

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、スターアジア不動産投資法人（以下「スターアジアリート」といい、本投資法人と併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2020年3月13日付「スターアジア不動産投資法人与さくら総合リート投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に規定する書類」（その後の変更を含み、以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第193条1項第5号に基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

5. 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第193条第1項第3号）

(1) 吸収合併存続法人（スターアジアリート）についての事項

<変更前>

- b. スターアジアリートの最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

上記a.に記載のとおり、スターアジアリートの最終営業期間は、2019年7月期から2020年1月期に変更されました。変更後の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、以下のとおりです。

（後略）

<変更後>

- b. スターアジアリートの最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

上記a.に記載のとおり、スターアジアリートの最終営業期間は、2019年7月期から2020年1月期に変更されました。変更後の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、以下のとおりです。

(中略)

- (d) スターアジアリートは、ホテルWBFアートステイなんばのテナントであるWBFホテル&リゾーツ株式会社より、2020年4月27日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されると共に、同地方裁判所より、保全処分命令及び監督命令が発令されたとの連絡を受けました。スターアジアリートの2020年7月期以降の損益に影響を及ぼす可能性があります、当該影響額を合理的に見積もることは困難です。

以上